県　章

滋賀県公報

平成18年(2006年)9月11日
号外
月曜日

毎週月・水・金曜3回発行

目　　次

○　監査委員公告
監査結果の公表公告 …… 1

監　査　委　員　公　告

監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、平成18年7月14日に提出のあった住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年9月11日

滋賀県監査委員　柊　　勝　次
同　　中　森　　武

住民監査請求に係る監査結果

第1　監査の請求

1　請求の要旨(請求文)

1，滋賀県議会・会派政務調査費は平成17年度まで議員一人あたり年間180万円交付されていた。平成17年度ではそのうち別表1の各会派研修が実施され、合計1732万4596円支出したとの報告書が出ている。その内の以下は違法な支出である。

1）自民党・湖翔クラブ会派

①石垣島－沖縄県石垣島は観光地であり、県政に直接及び間接の調査対象として視察するほどの理由は見あたらない。

②愛知万博－会派議員が集団で視察する対象として必要性、緊急性はなく距離的にも宿泊までする理由がなく単なる遊興としか考えられない。

③サイパン－慰霊、巡拝目的は政務調査費の使途基準に違反する。しかも毎年行われる必要性はない。

④香港－視察目的が明示されておらず、しかも当地は観光地である。

⑤中国・昆明・北京－昆明は中国では最大級の観光地であり、世界園芸博、昆明湖視察も必要性、緊急性は無い。また北京は公使に面会した程度であり帰路に立ち寄っただけと推認される。

⑥ケニヤーナイロビにおいて世界湖沼会議が開催されたからといって多額の費用を使って多くの県会議員が参加する必要はない。

：費用およそ900万円

2）県民ネットワーク会派

①カナダ、アメリカー視察目的が希薄であり、わざわざ当地まで出掛けて研修するほどの必要性、緊急性はない。特に国連本部、ニューヨーク市警察の訪問は県政とは何ら関連性がない。

：費用696万882円

合計1596万882円は違法不当な支出である。

2，滋賀県議会各議員には平成17年度まで一人あたり年間180万円の政務調査費が交付されていた。平成17年度では別表2のような調査研修が行われた。その内以下の

支出は違法である。

①福本庄三郎－「サイパン、中国昆明」－個人負担分の経費は会派負担分を更に上回る費用を個人が費消したのであるから政務調査費から支払う必要がない。　9万4008円

②若山秀士－「中国福建省、昆明」－上記理由及び県会議員の観光交流の必要性はない。　10万7000円

③上田昌之－「石垣島、中国昆明」－個人負担分の経費は上記理由で必要ない　8万円

④山田和廣－「中国昆明」－個人負担分は上記理由　5万円

⑤山田尚夫－「下呂」－ここは温泉観光地であり必要性がない。　7万9129円
ケニヤ世界湖沼会議自己負担分　15万7440円

⑥小杉武志－「石垣島、中国昆明」－個人負担分は認められない。　8万円

⑦出原逸三－「カンボジア・タイ」－世界遺産、地雷対策について同国まで行き視察研修する積極的理由はない。　25万9160円

⑧青木愛子－「愛知万博」－視察対象にはならない。宿泊必要なし。　4万1000円

⑨上田彰－「新しい歴史教科書を作る会」－内容不明確、必要ない　15万9000円
「北朝鮮に拉致された日本人を救う会地域講演会　会場借上費、謝礼等」－必要ない　56万5000円

⑩清水克実－「モンゴル、中国福建省」－必要性ない　30万1290円
ケニヤ世界湖沼会議自己負担分　15万7440円

⑪吉田清一－「静岡」－宗教団体で治療院は視察対象外　1万7000円

⑫杼木捨蔵－「中国昆明」－自己負担分必要ない　5万円

⑬辻村克－「愛知万博2回、石垣島」－必要性なし　金額不明

⑭冨士谷英正－「ラスベガス」－全く必要なし　77万570円

⑮世古正－「アメリカ」－観光であり視察ではない　45万6900円

⑯滝一郎－「高知、中国昆明、徳島」－四万十川、美術館・観光である　19万8645円

⑰黒川治－「高知」－四万十川観光である　9万6960円

⑱蔦田恵子－ケニヤ世界湖沼会議　15万7440円

⑲家森茂樹－同上　15万7440円

計　403万5422円

*1，と2，*の総合計　1999万6304円プラス不明金

以上の視察には多額の公費を費消してまでの緊急性、必要性、経済性が全くない。いわば研修の名目による旅行であり、本来自費で行うべきものである。

滋賀県の抱える負債9000億円以上という膨大、且つ危機的状況にあって、もっともその解決策を考案し実施に移さなければならない先導的役割を担っているはずの県会議員が、僅かな理由や教養程度の理由をつけてこれら研修という名の旅行を実施したことは公費の無駄遣いといわざるを得ず、政務調査費の交付目的「地方行財政の調査」を著しく逸脱したもので地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反し、更に滋賀県政務調査費の交付に関する条例、滋賀県政務調査費の交付に関する規程に違反するものである。

よって監査委員は、滋賀県知事に対してこれら公費の無駄使いを許した県職員、議長及び不当、違法な使途をした県会議員に対して損害賠償及び不当利得として返還するように、との勧告を求める。

（別表1および別表2　省略）

2　請求者
蒲生郡日野町　浅井　秀明　外4名

3　請求のあった日
平成18年7月14日

第2　請求書の受理
本件請求は、平成18年7月14日に提出されたが、形式的要件を欠いていたので、補正を求めたところ、平成18年8月3日に補正した請求書が提出された。
この結果、法定要件を具備しているものと認め、平成18年8月10日に受理を決定した。

第3　監査の実施
1　監査執行上の除斥
本件請求の監査において、上田彰監査委員および三宅忠義監査委員は、当該支出に関し直接の利害関係を有するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

2　請求人の証拠の提出および陳述
地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成18年8月17日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠および職員措置請求書補足資料が提出され、本件請求に係る補足説明がなされたが、当該陳述の一部において、新たに1件の使途を追加したい旨の発言があった。しかしながら、請求人の陳述は、法の趣旨からいって、請求の趣旨を補足しあるいはこれに関する新たな証拠を提出するにとどまるものであることから、請求の対象の追加は認められず、請求書記載の支出に限って監査を行うこととした。
なお、当該発言以外の陳述については、請求の内容に変更を生じさせるものはないと判断した。

3　監査の実施
職員措置請求書および陳述の内容より、監査対象機関を政務調査費の所管部局である議会事務局とし、関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

第4　監査の結果および所見
1　監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張
請求人は、職員措置請求書および陳述によると、第1の1　請求の要旨に記載の自由民主党・湖翔クラブおよび県民ネットワークならびに県議会議員19人に対して交付された平成17年度における政務調査費の使途について、次のとおり違法であるとの理由から、緊急性、必要性および経済性がない視察研修等であり、地方自治法第2条第14項および地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項ならびに滋賀県政務調査費の交付に関する条例（平成13年滋賀県条例第37号。以下「政務調査費条例」という。）および滋賀県政務調査費の交付に関する規程（平成13年滋賀県議会告示第2号。以下「政務調査費規程」という。）に反する違法な支出であるとして、滋賀県知事に対し、当該支出を認めた県職員および議長ならびに当該違法・不当な使途に政務調査費を充当した県議会議員に損害賠償および不当利得の返還を求めるようにとの勧告を求めている。

① 観光地への観光・遊興のための旅行である（自由民主党・湖翔クラブ、上田昌之議員、小杉議員および辻村議員の石垣島への視察研修、自由民主党・湖翔クラブ、青木議員および辻村議員の愛知万博等への視察研修、自由民主党・湖翔クラブの香港への視察研修、自由民主党・湖翔クラブ、福本議員、若山議員、上田昌之議員、山田和廣議員、小杉議員、杼木議員および滝議員の中国雲南省昆明市等への視察研修、山田尚夫議員の下呂市等への視察研修、冨士谷議員のアメリカ・ラスベガスへの視察研修、世古議員のアメリカ・カリフォルニア州等への視察研修、滝議員および黒川議員の高知県等への視察研修ならびに滝議員の徳島県等への視察研修)。

② 近隣地への視察であるため宿泊の必要性がない（自由民主党・湖翔クラブ、青木議員および辻村議員の愛知万博等への視察研修)。

③ 宗教的行為であると考えられる（自由民主党・湖翔クラブおよび福本議員のサイパンへの視察研修ならびに吉田議員のＭＯＡ施設での研修)。

④ 国外への会議に多額の費用を使って参加する必要性がない（自由民主党・湖翔クラブ、山田尚夫議員、清水議員、蔦田議員および家森議員のケニヤ・ナイロビでの第11回世界湖沼会議への参加)。

⑤ わざわざ現地まで行って研修するまでの必要性、緊急性等がない（県民ネットワークのカナダ・アメリカへの視察研修、若山議員および清水議員の中国福建省への視察研修、出原議員のカンボジア・タイへの視察研修ならびに清水議員のモンゴルへの視察研修)。

⑥ 会派が主催する視察研修に参加している議員の、会派負担分を超える自己負担分については、参加議員全員が政務調査費を充当しているわけではなく、会派負担以上は必要なかったかまたは議員個人の自費で支払っているかであるので、政務調査費を充当することは認められない（福本議員のサイパンへの視察研修、上田昌之議員、小杉議員および辻村議員の石垣島への視察研修、辻村議員の愛知万博等への視察研修、福本議員、若山議員、上田昌之議員、山田和廣議員、小杉議員、杼木議員および滝議員の中国雲南省昆明市等への視察研修ならびに山田尚夫議員、清水議員、蔦田議員および家森議員のケニヤ・ナイロビでの第11回世界湖沼会議への参加)。

⑦ 収支報告書の記載からはまったく内容がわからず、使途が不明である（上田彰議員の新しい歴史教科書をつくる会研修および各種講習会、会議等参加経費)。

⑧ 地域住民の要望、意見を吸収するための会議開催経費という会議費の使途基準に合致しない（上田彰議員の北朝鮮に拉致された日本人を救う会地域講演会)。

⑨ 政務調査費の使途内容の記述が杜撰（ずさん）なもの、項目の区分ができていないもの、誤記・金額の記載のないもの等、杜撰（ずさん）な報告書が提出されていること自体が違法である。

2　事実関係の確認

監査の対象となった本件政務調査費について、監査対象機関である議会事務局に対する監査を実施し、関係書類を調査するとともに職員から事情を聴取したところ、以下のとおりであった。

(1) 政務調査費の概要について

ア　政務調査費制度の概要（平成17年12月の政務調査費条例改正前のもの）

平成12年４月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大する中で、議会が担う役割はますます重要なものとなり、

議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の議会における会派または議員に対し、条例により政務調査費を交付することができることとされ、滋賀県議会においても、平成13年3月に、政務調査費条例を制定し、同年4月から施行している。

政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもの（地方自治法第100条第13項）で、滋賀県においては、会派および議員に対し交付される。

政務調査費は、会派にあっては月額15万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を、また議員にあっては月額15万円を、それぞれ四半期ごとに交付するものとされており（政務調査費条例第3条、第4条および第8条）、交付された政務調査費は使途基準に従い使用しなければならず（政務調査費条例第9条）、また、会派の代表者および議員は年度終了後30日以内に収支報告書を提出し（政務調査費条例第10条）、残余がある場合は政務調査費を返還しなければならないとされている（政務調査費条例第12条）。

また、政務調査費条例第11条において議長の調査権限が規定され、政務調査費条例と同時に制定された政務調査費規程第7条において証拠書類等の整理保管と5年間の保存が規定されている。

イ　政務調査費の使途基準

政務調査費の使途基準は政務調査費規程第5条に規定されており、会派および議員に係るその具体的内容は、次のとおりである。

項目	内容	
	会派に係る政務調査費	議員に係る政務調査費
調査研究費	会派が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）	議員が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費 （調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費ならびに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する職員の参加に要する経費 （会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）	団体等が開催する研修会、講演会等への議員および議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 （会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費 （会場費、機材借上費、資料印刷費等）	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 （会場費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、原稿料等）	議員が行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入代、新聞雑誌購読料等）	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 （書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等）	議員が行う議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 （広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等）

事務所費		議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、管理運営費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 （事務用品・備品購入費、通信費等）	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、通信費等）
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、社会保険料、賃金等）

なお、議会事務局作成の「政務調査費のしおり」（平成14年3月作成、平成15年4月改訂）によると、政務調査費の使途の対象にならない経費として、政党活動に属する経費、選挙活動への支出、後援会活動への支出を挙げるとともに、私的経費への支出が挙げられており、その具体的な事例として、次の経費が挙げられている。

・　慶弔餞別費等
・　冠婚葬祭の出席
・　宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り、会費等）
・　観光、レクリエーション、私用用務等による旅行
・　親睦会、レクリエーション等のために使用する経費
・　団体等に対する会費（町内会費、商工会費等）

ウ　政務調査費条例第10条に規定する収支報告書について

(ｱ) 政務調査費条例第10条に規定する収支報告書の様式は、政務調査費規程第6条ならびに別記様式第7号および第8号において定められている。当該収支報告書の様式には、収入、支出（支出項目、支出額および備考）、残余の額および主な支出の内容を記載することとなっているが、主な支出の内容の記載方法については特に規定がない。

(ｲ) 主な支出の内容の記載方法については、政務調査費のしおりにおいて、記載例として、望ましい記載内容が示されている。それによると、調査研究費の項目については日程、調査場所、調査目的等を記入した方が、研修費の項目については、日程、研修場所等を記入した方が、また、会議費については、日程、場所、参加者等を記入した方が、それぞれ望ましいとされている。

(ｳ) 議会事務局によると、政務調査費条例第10条の規定により収支報告書が提出されると、政務調査費条例等に定められた形式で収支報告書が提出されているかどうかを確認し、当該年度の政務調査費の精算を行うため、主に計数の確認を行い、その際、収支報告書の記載事項が使途基準に合致するかどうかを確認するとのことであった。

(2) 本件請求の対象とされている各会派および議員の政務調査費の使途について

本件請求の対象とされている2会派および議員19人の視察研修等の内容については、議会事務局において2会派および議員19人に対して聴き取り調査を行ったところ、次のとおりであったと議会事務局から説明があった。

ア　自由民主党・湖翔クラブの視察研修について

(ｱ) 石垣島への視察研修

a　日程　平成17年4月12日～平成17年4月14日

b　参加議員数　7人

c　経費　1,222,647円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 石垣市　新石垣島空港と自然環境の保護についての調査

(b) 八重山平和祈念館　本県で整備予定の平和祈念館（仮称）の整備に係る調査

(c) 底原レークサイドスポーツあかんま　観光と健康を結びつけたスポーツアイランドを目指した個性的なまちづくりについての調査

(ｲ) 愛知万博等への視察研修

a　日程　平成17年7月20日～平成17年7月21日

b　参加議員数　21人

c　経費　1,239,370円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 愛・地球博　愛・地球博のテーマである自然との共生、資源循環社会についての視察、調査。両テーマとも本県が目指すべき社会目標としている。

(b) 平成記念公園日本昭和村　公設民営のテーマパークのあり方についての視察、調査

(c) 川島パーキングエリア・ハイウェイオアシス　パーキングエリア内に設置されている淡水水族館（岐阜県営公園世界淡水魚園（オアシスパーク））の運営方法、琵琶湖博物館との比較および調査

e　宿泊の必要性

愛・地球博のほかに地理的に近接する平成記念公園日本昭和村および川島パーキングエリア・ハイウェイオアシスの調査・視察を行う行程であり、効率的な調査・視察を行うため、宿泊が必要となったものである。

(ｳ) サイパンへの視察研修

a　日程　平成17年11月4日～平成17年11月7日

b　参加議員数　3人

c　経費　519,224円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 戦跡慰霊（スーサイドクリフ・ラストコマンドポスト・バンザイクリフ）および中部太平洋戦没者の碑

平和祈念館（仮称）や遺族の方々への施策を検討するための、現地での遺族との意見交換や、戦没者の墓の荒廃状況についての調査

(ｴ) 香港への視察研修

a　日程　平成18年2月7日～平成18年2月9日

b　参加議員数　3人

c　経費　351,180円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 香港日本国総領事館および香港健康管理センター

・　2003年のSARS発生以降の食の安全への対策についての調査

・　中国・香港における高病原性鳥インフルエンザ対策についての調査

(ｵ) 中国雲南省昆明市等への視察研修

a　日程　平成18年3月27日～平成18年3月30日

b　参加議員数　22人

c　経費　3,000,000円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 雲南省人民代表大会常務委員会

・　雲南省人民代表との意見交換（主に昆明湖の汚濁状況および環境問題について）

・　中国地方議会についての調査

(b) 世界園芸博覧園　本県において開催予定の都市緑化フェアーに資するための調査

(c) 中国昆明高原湖沼国際センター（昆明湖）　汚濁の進んでいる昆明湖の視察・調査

(d) 北京　北京大使館公使らとの中国事情についての意見交換（主に日中経済情勢について）

e　北京での調査について

北京は、帰路途中、帰国日に訪問したもので北京で宿泊したものではない。視察日程の有効活用のため、北京を訪問し、大使館公使らと意見交換を行ったものである。

(ｶ) 第11回世界湖沼会議（ケニア・ナイロビ）への参加

a　日程　平成17年10月29日～平成17年11月６日

b　参加議員数　４人

c　経費　2,625,556円（研修費）

d　視察地および視察目的

(a) 世界湖沼会議（ナイロビ）

・　湖沼保全に向けた世界的発信と貢献について

・　平成15年の第３回世界水フォーラムの滋賀セッションで採択された「世界湖沼ビジョン」の推進について

(b) ナクル湖　ナクル市のナクル湖流域における主要汚染源管理（工場排水、生活排水、廃棄物等）を含めた環境管理への取組についての調査

(c) ビクトリア湖　本県が世界湖沼会議で発表する「漁労環境の変化」などに係る課題の検討および淡水資源としての湖沼問題解決に向けた貢献のあり方等についての調査

(d) アラブ首長国連邦・ドバイ市　第３回世界水フォーラムにおいて水資源管理は重要なテーマとなっており、海水の淡水化等の革新的で環境にとって健全な技術を推進するとの閣僚宣言がなされているところで、早期から取組を始めているドバイの海水淡水化事業についての調査

e　県会議員が多数参加することの必要性

本県は、第１回、第９回世界湖沼会議を開催し、早期から琵琶湖の環境課題への取組を進めており、県政の最重要課題と位置付けている。このような状況の下、県政の一翼を担う県議会議員が湖沼会議に参加することは、今後の県の環境行政に対し大いに役立つものであり、また、１人でも多くの議員が参加されることが有意義なことであると考えられるため。

(ｷ) 収支報告書の修正

収支報告書の「２、研修」の項の１行目に「・県内研修会」と記載されているのは「・県外研修会」の誤りであり、また、同７行目の「７月20日から22日にかけて」との記載は「７月20日から21日にかけて」の誤り、同８行目の「平和記念公園日本昭和村」との記載は「平成記念公園日本昭和村」の誤りであり、いずれも平成18年８月11日付けで、自由民主党・湖翔クラブ代表者により、収支報告書の誤記が修正された。

イ　県民ネットワークの視察研修について

(ｱ) カナダ・アメリカへの視察研修
a　日程　平成17年11月6日～平成17年11月12日
b　参加議員数　10人
c　経費　6,960,882円（調査研究費）
d　視察地および視察目的
(a) ミシガン州政府五大湖室　五大湖の外来魚対策、水質保全の取組についての調査
(b) ミシガン州議会　議会の仕組みについての調査
(c) ミシガン州ランシング・デヴィット中学校、デヴィット高校　教育行政についての調査
(d) オンタリオ州議会　地方議会、地方行政についての調査
(e) 国際連合本部　平和教育について、平和祈念館（仮称）のあり方についての調査
(f) ニューヨーク市警本部　犯罪統計システム「compstat」の導入等の犯罪対策についての調査
(g)（財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所　米国における自治体業務の民営化状況についての調査

ウ　福本庄三郎議員
(ｱ) サイパンへの視察研修
a　日程　ア(ｳ)aに同じ
b　経費　44,008円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(ｳ)dに同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由
当視察は、会派（自由民主党・湖翔クラブ）の研修として会派が所属議員を派遣しているものであるが、その経費については、会派所属のすべての議員が参加するわけではないことから、経費の一部を会派が負担し、残りを参加議員が個人で支出するという形をとっているとのことである。したがって、当視察に必要な経費を上回る分を個人が政務調査費から支出しているものではない。
(ｲ) 中国雲南省昆明市等への視察研修
a　日程　ア(ｵ)aに同じ
b　経費　50,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(ｵ)dに同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　(ｱ)dに同じ

エ　若山秀士議員
(ｱ) 中国福建省への視察研修
a　日程　平成18年1月14日～平成18年1月17日
b　経費　57,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) 福建省福清市　寺院と観光がセットされた観光客誘致企画についての調査
(b) 福建省廈門市人民政府
・　観光イベントのインフラについての調査
・　本県が目指している中国からの観光客誘致に対する可能性についての

調査

(c) 廈門大学　廈門大学海外教育学院における留学生政策についての調査

(イ) 中国雲南省昆明市等への視察研修

a　日程　ア(オ)aに同じ

b　経費　50,000円（調査研究費）

c　視察地および視察目的　ア(オ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)dに同じ

オ　上田昌之議員

(ア) 石垣島への視察研修

a　日程　ア(ア)aに同じ

b　経費　30,000円（研修費）

c　視察地および視察目的　ア(ア)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)dに同じ

(イ) 中国雲南省昆明市等への視察研修

a　日程　ア(オ)aに同じ

b　経費　50,000円（研修費）

c　視察地および視察目的　ア(オ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)dに同じ

(ウ) 収支報告書の修正

収支報告書の、石垣島への視察研修に係る経費「50,000円」との記載は「30,000円」の、昆明市への視察研修に係る経費「30,000円」との記載は「50,000円」のそれぞれ誤りであり、平成18年8月11日付けで、上田昌之議員により、収支報告書の誤記が修正された。

カ　山田和廣議員

(ア) 中国雲南省昆明市等への視察研修

a　日程　ア(オ)aに同じ

b　経費　50,000円（研修費）

c　視察地および視察目的　ア(オ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)dに同じ

キ　山田尚夫議員

(ア) 下呂市等への視察研修

a　日程　平成17年4月12日～平成17年4月14日

b　経費　79,129円（調査研究費）

c　視察地および視察目的

(a) 岐阜県下呂市(旧益田郡金山町、下呂町)　合併後における市民意識の聴き取り調査

(b) 長野県南木曽町観光協会　観光振興の取組についての調査

(イ) 第11回世界湖沼会議（ケニア・ナイロビ）への参加

a　日程　ア(カ)aに同じ

b　経費　157,440円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(カ)ｄに同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)ｄに同じ

(ウ) 収支報告書の修正
収支報告書の第11回世界湖沼会議の日程の「10月31日～11月６日」との記載は、「10月29日～11月６日」の誤りであり、平成18年８月23日付けで、山田尚夫議員により、収支報告書の誤記が修正された。

ク　小杉武志議員
(ア) 石垣島への視察研修
a　日程　ア(ア)ａに同じ
b　経費　30,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(ア)ｄに同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)ｄに同じ

(イ) 中国雲南省昆明市等への視察研修
a　日程　ア(オ)ａに同じ
b　経費　50,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(オ)ｄに同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ア)ｄに同じ

(ウ) 収支報告書の修正
収支報告書の昆明市への視察研修の参加者の「会派議員　24人」との記載は、「会派議員　22人」の誤りであり、平成18年８月11日付けで、小杉武志議員により、収支報告書の誤記が修正された。

ケ　出原逸三議員
(ア) カンボジア・タイへの視察研修
a　日程　平成17年４月２日～平成17年４月７日
b　経費　259,160円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) ロリュオス遺跡、アンコールワット、アンコールトム　観光振興政策についての調査
(b) シェムリアップ州庁舎　地方行政についての調査
(c) カンボジア地雷対策センター(CMAC)　平和祈念についての調査
(d) タイ国会　教育、環境、警察行政についての調査
(e) JVC Manufacturing（ビクターのアジア生産拠点）　日本企業の海外進出状況についての調査

コ　青木愛子議員
(ア) 愛知万博等への視察研修
a　日程　平成17年６月15日～平成17年６月16日
b　経費　41,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) 愛・地球博

・　環境に配慮した会場整備、交通手段の導入についての調査
・　循環型社会のための先進的な技術導入についての調査
(b) 中部国際空港　空港が実施している大気汚染物質、温室効果ガス対策についての調査
d　宿泊の必要性
愛・地球博のほかに地理的に近接する中部国際空港の調査・視察を行う行程であり、効率的な調査・視察を行うため、宿泊が必要となったものである。

サ　上田彰議員
(ｱ) 新しい歴史教科書をつくる会
a　日程　平成17年7月2日
b　経費　120,000円（会議費）
c　内容　教育を考える講演会
ピアザ淡海において、講師を招いて教育問題についての講演を実施し、参加者と意見交換を行ったものである。
(ｲ) 各種講習会、会議等参加経費
a　日程　平成17年4月24日、5月15日、6月4日、6月26日、7月17日、8月7日、10月9日、11月13日、12月11日、平成18年1月22日、2月19日、3月19日
b　経費　39,000円（研修費）
c　内容　教科書問題に係る研修会
(ｳ) 収支報告書の修正等
収支報告書の「研修費」の項目に記載された「新しい歴史教科書をつくる会　120,000円」を「会議費」の項目に修正し、併せて、「会議費」の項目に記載された「北朝鮮に拉致された日本人を救う会地域講演会　会場借上費、謝礼等　565,000円」を削除するとの内容で、平成18年8月31日付けで、上田彰議員により、収支報告書が修正されるとともに、同日、収支報告書から削除された「北朝鮮に拉致された日本人を救う会地域講演会」に係る経費565,000円が、利息を付して返還された。

シ　清水克実議員
(ｱ) モンゴルへの視察研修
a　日程　平成17年7月29日～平成17年8月5日
b　経費　245,530円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) モンゴル国フブスグル県ハトガル村（フブスグル湖）
・　琵琶湖と同様古代湖であるフブスグル湖についての調査
・　本県が目指している資源循環型社会モデルとされるモンゴル遊牧民社会についての調査
・　エコツーリズムについての調査
・　本県で研修したモンゴル研修生の帰国後の動向および成果についての調査
(ｲ) 中国福建省への視察研修
a　日程　エ(ｱ)aに同じ
b　経費　55,760円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　エ(ｱ)cに同じ

(ｳ) 第11回世界湖沼会議（ケニア・ナイロビ）への参加
a　日程　ア(ｶ) a に同じ
b　経費　157,440円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(ｶ) d に同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ) d に同じ

ス　吉田清一議員
(ｱ) ＭＯＡ施設での研修
a　日程　平成17年11月12日～平成17年11月13日
b　経費　17,000円（研修費）
c　視察地および視察目的
(a) 大仁農場（静岡県伊豆の国市）　環境こだわり農業に係る自然農法、有機栽培についての調査
(b) 奥熱海療院（静岡県伊豆の国市）　自然治癒を活かした治療についての調査

セ　杼木捨蔵議員
(ｱ) 中国雲南省昆明市等への視察研修
a　日程　ア(ｵ) a に同じ
b　経費　50,000円（研修費）
c　視察地および視察目的　ア(ｵ) d に同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ) d に同じ

ソ　辻村克議員
(ｱ) 愛知万博等への視察研修（１回目）
a　日程　ア(ｲ) a に同じ
b　経費　０円
経費はすべて自由民主党・湖翔クラブが負担した。個人の政務調査費の支出はないが、会派の行う研修に参加し、政務調査活動を行ったことから、収支報告書に活動の記載をしたものである。
c　視察地および視察目的　ア(ｲ) d に同じ
(ｲ) 愛知万博への視察研修（２回目）
a　日程　平成17年９月21日
b　経費　8,200円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) 愛・地球博　自然との共生、資源循環社会の構築についての調査。自由民主党・湖翔クラブで視察、調査に訪れたが、時間の制約から関連する施設の視察を十分行うことができなかったため、より多くの施設を視察し、調査結果をより充実させるため、再度調査を行ったものである。
(ｳ) 石垣島への視察研修
a　日程　ア(ｱ) a に同じ
b　経費　30,000円（調査研究費）
c　視察地および視察目的　ア(ｱ) d に同じ
d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ) d に同

じ

タ　冨士谷英正議員
(ｱ) アメリカ・ラスベガスへの視察研修
a　日程　平成17年11月24日～平成17年11月29日
b　経費　770,570円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) MGM GRAND HOTEL Restaurant SHIBUYA および BELLAGIO HOTEL Restaurant SHINTARO　現地日本食レストランにおける米ならびに日本食材の普及調査、および日本産米の輸入状況、使用状況、単価動向、輸入意向についての調査
(b) Nakata Market of Japan および Japan Food Market　日系小売店における米ならびに日本食の流通状況、購買層、日本産米銘柄、トレーサビリティ、価格、輸入意向についての調査
(c) Whole Foods Market West Charleston および Whole Foods Market Green Valley　米国最大の食の祭典である感謝祭の視察ならびに大規模小売店における日本食材の流通についての調査
(d) Las Vegas Convention Center および Sushi Roku, Forum Shops　2006年度に予定する近江米輸出促進事業に係るイベント会場候補地の視察

チ　世古正議員
(ｱ) アメリカ・カリフォルニア州への視察研修
a　日程　平成17年7月28日～平成17年8月10日
b　経費　456,900円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) ロサンゼルス市交通課　都市交通政策についての調査（環境に配慮したミニ路線バスの運行について）
(b) ロサンゼルス全米日系人博物館　博物館の運営についての調査（特に日系人資料と展示運営について）
(c) サンディエゴ市交通局　都市交通政策についての調査（トロリーおよびMTSバスの運行について）
(d) サンフランシスコ市シヴィックセンター交通局　都市交通政策についての調査（路面電車の運行について、道路事情と環境および観光政策との関連について）
(e) サンフランシスコ・ジャパンセンター　日本企業の状況についての調査
(f) ヨセミテ国立公園事務所　国立公園の環境保護（維持管理）についての調査

ツ　滝一郎議員
(ｱ) 高知県等への視察研修
a　日程　平成18年1月16日～平成18年1月18日
b　経費　99,025円（調査研究費）
c　視察地および視察目的
(a) 高知県庁職員能力開発センター　コンピテンシ型能力開発システム（｢県民の満足度を高める｣という県庁組織の方向を支える職員の能力を開発し、発揮してもらうためのシステム）についての調査
(b) 四万十川　自然環境および観光振興についての調査

(c) 愛媛県庁総務部管理局　民間資金活用型ESCO事業(省エネルギー促進策)についての調査

(ｲ) 中国雲南省昆明市等への視察研修

a　日程　ア(ｵ)aに同じ

b　経費　50,000円(調査研究費)

c　視察地および視察目的　ア(ｵ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ)dに同じ

(ｳ) 徳島県等への視察研修

a　日程　平成18年3月25日～平成18年3月26日

b　経費　49,620円(調査研究費)

c　視察地および視察目的

(a) 防災未来館(兵庫県)　震災対策および防災対策についての調査

(b) 大塚美術館(徳島県)　産業振興(陶板)および文化振興についての調査

テ　黒川治議員

(ｱ) 高知県等への視察研修

a　日程　ツ(ｱ)aに同じ

b　経費　96,960円(調査研究費)

c　視察地および視察目的　ツ(ｱ)cに同じ

ト　蔦田恵子議員

(ｱ) 第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)への参加

a　日程　ア(ｶ)aに同じ

b　経費　157,440円(研修費)

c　視察地および視察目的　ア(ｶ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ)dに同じ

ナ　家森茂樹議員

(ｱ) 第11回世界湖沼会議(ケニア・ナイロビ)への参加

a　日程　ア(ｶ)aに同じ

b　経費　157,440円(研修費)

c　視察地および視察目的　ア(ｶ)dに同じ

d　会派負担に加え個人負担分を政務調査費から支出する理由　ウ(ｱ)dに同じ

(3) 本件請求の対象とされている各会派および議員の政務調査費の使途に対する議会事務局の判断

このことについて、議会事務局から次のとおり説明があった。

本件請求の対象とされている各会派および議員の視察研修等については、すべて会派または議員の調査研究活動を目的として行われたものであり、使途基準に反するものではない。特に、次のアからカまでに掲げるものについては、当該アからカまでに記載のとおりの理由により、使途基準に反するものではない。

ア　観光地への視察研修

県政に反映させるために、観光を含めて当該地域の振興策を調査・視察することは使途基準に反するものではない。

イ　宿泊する必要がない場所への宿泊を伴う視察研修

地理的に近接する複数の場所を調査・視察する場合、効率よく視察するため、宿泊が必要となることがあり、そのような場合に宿泊することは、使途基準に反するものではない。

ウ　慰霊・巡拝を目的とする視察研修

慰霊・巡拝だけが目的の視察研修に政務調査費を支出することは使途基準に合致しないと考えるが、本県で建設予定の平和祈念館（仮称）や戦没者遺族への施策等の県政に係る課題を調査・視察することが主たる目的であり、使途基準に反するものではない。

エ　宗教団体関連施設における調査研究・研修

宗教活動を目的とするものでなく、県政に係る課題についての調査・視察を行うためのものであり、使途基準に反するものではない。

オ　会派が主催する視察研修に参加している議員が、会派負担分を超える自己負担分に政務調査費を充当していることについて

会派が主催する研修に必要な経費の一部を会派が負担し、残りを研修に参加する議員が負担する形の場合は、会派が政務調査費を使い主催する研修であり、また、議員個人としてもその研修に参加することで、調査・視察を行うものであるから、使途基準に反するものではない。

カ　視察研修等の必要性等について

政務調査費は、会派または議員の調査研究活動に資するため、必要な経費の一部として交付されるものであり、会派または議員の意思に基づき、必要な調査研究が行われるものであることから、視察研修等の必要性については会派または議員の判断に委ねられている。

なお、緊急性の有無については、政務調査費条例および政務調査費規程において定めはなく、使途基準に反するかどうかの判断要素となるものでない。

3　判断

会派および議員の調査研究活動は、会派および議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等は、会派および議員の裁量に委ねられている。したがって、その視察研修等の目的、態様等が政務調査費条例および政務調査費規程に明らかに反していたり、社会通念上明らかに不適当であるなど、裁量権の逸脱、濫用等がある場合にのみ、当該視察研修等の経費に政務調査費を充当することが違法または不当となるものである。

したがって、このような観点から、各会派および議員の政務調査費の使途について、請求人の違法性・不当性の主張ごとに判断する。

(1)　上記1①の、視察研修が観光地への観光・遊興のための旅行であるとの主張についての判断

政務調査費規程第5条に規定されている使途基準によると、上記2(1)イのとお

り、調査研究費の使途については「県の事務および地方行財政に関する調査研究」とされている。また、研修費の使途については「研修会、講演会等の実施または参加」とされているが、この研修会、講演会等の内容は、政務調査費条例および政務調査費規程の趣旨から、県の事務および地方行財政に関するものに限られると解される。そして、政務調査費条例および政務調査費規程には規定されていないが、政務調査費のしおりにおいて、政務調査費の使途の対象外の経費の例示として「観光、レクリエーション、私用用務等による旅行」が挙げられている。このことから、単なる観光のための旅行に政務調査費を充当することは、使途基準に反して違法であると認められる。

しかしながら、請求人が単なる観光・遊興のための旅行としている視察研修については、上記2(2)のア(ア)、(イ)、(エ)および(オ)、ウ(イ)、エ(イ)、オ、カ、キ(ア)、ク、コならびにセからテまでにあるとおり、それぞれ観光ではない視察目的があり、使途基準に反するとまではいえない。

したがって、視察場所が観光地であると考えられる場所への視察研修について、単なる観光・遊興のための旅行であり、視察研修の必要性がなく違法であるとの請求人の主張は、認められない。

(2) 上記1②の、近隣地への視察研修であるため宿泊の必要性がないとの主張についての判断

上記2(2)のア(イ)およびコにあるとおり、これらはすべて愛知万博のみが視察研修先ではなく、愛知万博に近接するその他の視察研修先にも併せて訪問しており、このような場合に、視察研修を効率的に行うため視察研修先で宿泊することは社会通念上妥当であると認められ、これに係る経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえない。

したがって、宿泊を伴う視察研修について、近隣地への視察研修であるため宿泊の必要性がなく違法であるとの請求人の主張は、認められない。

なお、上記2(2)のソ(ア)にあるとおり、辻村議員の愛知万博等への視察研修（1回目）については、政務調査費が充当されていないことから、県に損害が発生していないと認められるため、請求人の請求の利益は存せず、住民監査請求による監査の対象とはならないものである。

(3) 上記1③の、宗教的行為であると考えられるとの主張についての判断

上記2(1)イのとおり、政務調査費のしおりにおいては、政務調査費の使途の対象外の経費の例示として「宗教活動」が挙げられており、宗教的行為に政務調査費を充当することは、使途基準に反して違法であると認められる。

しかしながら、請求人が慰霊巡拝という宗教的行為であるとしている視察研修については、上記2(2)のア(ウ)およびウ(ア)にあるとおり、その主たる目的は、県の施策の検討のための調査等であることから、使途基準に反するとまではいえない。

また、請求人が宗教団体の施設における研修であり、宗教的行為であるとしているものについては、上記2(2)スにあるとおり、宗教団体関連施設における研修であっても、研修の目的は、環境こだわり農業に係る自然農法、有機栽培についての調査および自然治癒を活かした治療についての調査であることから、使途基準に反するとまではいえない。

以上のことから、宗教的行為であると考えられる視察研修は使途基準に反し違法であるとの請求人の主張は、認められない。

(4) 上記1④の、国外への会議に多額の費用を使って参加する必要性がないとの主張についての判断

視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等については、上述したように、会派および議員の裁量に委ねられている。そして、上記2(2)のア(ｶ)eにあるとおり、会派においてその必要性が判断されており、その判断は社会通念上妥当性を欠くとはいえず、また上記2(2)のア(ｶ)、キ(ｲ)、シ(ｳ)、トおよびナにあるとおり、その目的も使途基準に反するとまではいえないことから、第11回世界湖沼会議への参加に要する経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえない。

したがって、国外への会議に多額の費用を使って参加する必要性がなく違法であるとの請求人の主張は、認められない。

(5) 上記1⑤の、わざわざ現地まで行って研修するまでの必要性、緊急性等がないとの主張についての判断

上記(4)でも述べたように、視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等については、会派および議員の裁量に委ねられており、上記2(2)のイ、エ(ｱ)、ケ、ならびにシ(ｱ)および(ｲ)にあるとおり、それぞれの視察研修の目的は使途基準に反するとまではいえない。また、緊急性については政務調査費条例、政務調査費規程等に特に規定がないことから、これらに要する経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえない。

したがって、わざわざ現地まで行って研修するまでの必要性、緊急性等がなく違法であるとの請求人の主張は、認められない。

(6) 上記1⑥の、会派が主催する視察研修に参加している議員の会派負担分を超える自己負担分について、政務調査費を充当することは認められないとの主張についての判断

上記2(2)のウ、エ(ｲ)、オ、カ、キ(ｲ)、ク、シ(ｳ)、セ、ソ(ｳ)、ツ(ｲ)、トおよびナにあるとおり、それぞれの会派主催の視察研修に参加した議員の個人負担分は、当該視察研修に要した経費とは別に私的な経費を支出したものではなく、当該視察研修に要した経費の一部を負担しているものである。したがって、一般的な研修に負担金を払って参加するのと何ら変わるところはないことから、当該視察研修が使途基準に反しない限り、個人負担分に政務調査費を充当することは使途基準に反するものではない。これら視察研修は、上記(1)、(3)および(4)で判断したように、使途基準に反するものであるとは認められないことから、会派主催の視察研修に参加した議員の個人負担分に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえない。

以上のことから、会派が主催する視察研修に参加している議員の会派負担分を超える自己負担分について、政務調査費を充当することは認められないとの請求人の主張は、認められない。

(7) 上記1⑦の、収支報告書の記載からはまったく内容がわからず、使途が不明であるとの主張についての判断

上記2(2)サにあるとおり、新しい歴史教科書をつくる会については、教育を考える講演会を開催し、参加者と意見交換を行ったものであり、また、各種講習会、会議等参加経費については、教科書問題に係る研修会に参加したものであり、それぞれ、使途基準に反するとまではいえない。

したがって、使途が不明であることから政務調査費を充当するのは違法であるという請求人の主張は、認められない。

(8) 上記1⑧の、地域住民の要望、意見を吸収するための会議開催経費という会議費の使途基準に合致しないとの主張についての判断

当該経費については、上記2(2)のサ(ｳ)にあるとおり、収支報告書の修正が行われ、これに基づき当該経費に相当する565,000円が、利息を含めて県に返還された。したがって、その時点で県に損害が発生する可能性がなくなったと認められることから、請求人の請求の利益は失われたものと解され、住民監査請求による監査の対象とならなくなったものである。

(9) 上記1⑨の、政務調査費の使途内容の記述が杜撰(ずさん)なもの、項目の区分ができていないもの、誤記・金額の記載のないもの等、杜撰(ずさん)な報告書が提出されていること自体が違法であるとの主張についての判断

上記2(1)ウにあるとおり、政務調査費条例第10条に規定する収支報告書の様式においては、政務調査費の主な支出の内容の記載方法について政務調査費条例および政務調査費規程上特に規定はないが、政務調査費のしおりにおいて望ましい記載方法が示されている。しかしながら、これもあくまで望ましい記載方法であり、このとおりに記載しないからといって、直ちに収支報告書が違法となり、その記載に係る使途が違法となるものではない。

また、支出項目の区分については、同一内容の使途が、一方では調査研究費に区分され、他方では研修費に区分されているものも認められたが、区分が異なるからといって、直ちにその使途が違法となるものではなく、使途の違法性・不当性の判断は、政務調査費制度の趣旨からして、個別の支出項目の基準で判断するのではなく使途基準全体から判断すべきである。

したがって、政務調査費の使途内容の記述が杜撰(ずさん)なもの、項目の区分ができていないもの、誤記・金額の記載のないもの等、杜撰(ずさん)な報告書が提出されていること自体が違法であるとの請求人の主張は、認められない。

第5　請求の措置に対する判断

請求人は、滋賀県知事に対し、自由民主党・湖翔クラブおよび県民ネットワークならびに県議会議員19人に対する政務調査費の支出を認めた県職員および議長ならびに当該違法・不当な使途に政務調査費を充当した県議会議員に損害賠償および不当利得の返還請求をすることを求めているが、第4　監査の結果および所見で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。

第6　意見

本件請求の対象となった視察研修等については、監査を進めていく中で、その目的、内容等が明らかになったものもあるが、平成17年8月5日付け滋賀県公報登載の監査結果において述べたように、政務調査費の支出が適正になされたことの立証責任は、各会派および議員が負っていることから、より一層具体的かつ正確な収支報告書を作成することにより説明責任を果たされるよう期待する。

また、上記第4の3(9)に述べたとおり、支出項目の区分が必ずしも明らかではなく、各会派および議員の間で統一されていなかったので、議会事務局においては、各支出項目の区分とその内容について、会派および議員に対して周知徹底を図り、収支報告書受理時の内容確認を厳密に行われたい。

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目1番1号
印　　　　刷　(有)ハン六タイプ　大津市中央一丁目6番21号　　購読料　1箇年　27,600円